

## 豊中市立（仮称）南校の開校準備連絡会議 設置要綱

### （設 置）

第1条 庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画に基づく豊中市立（仮称）南校（以下、「南校」という。）の開校準備に資するため、情報共有及び意見交換を行う場として、南校の開校準備連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### （構 成）

第2条 連絡会議は、次に掲げる者のうちから概ね50人以内で構成する。

- (1) 豊中市立庄内南小学校、庄内西小学校及び千成小学校並びに第七中学校（以下、「対象学校」という。）の校長、教頭、教諭等の学校関係者
  - (2) 対象学校に在籍する児童、生徒及びこれらの保護者
  - (3) 南校の開校準備に関係する行政関係者
  - (4) 南校の開校準備に参加する事業者等
  - (5) 対象学校の運営に資する活動を行おうとする者
  - (6) 対象学校の区域内に居住する地域の住民
  - (7) その他、豊中市教育委員会事務局学校教育課において、適当であると認められた者
- 2 連絡会議は、豊中市教育委員会事務局学校教育課長が招集する。
- 3 連絡会議の議長は、豊中市教育委員会事務局学校教育課長が指名する。

### （所掌事務）

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 校名、校章、校歌及び標準服に関する事
- (2) 学校運営及び学校運営協議会に関する事
- (3) 登下校の安全に関する事
- (4) その他、南校の開校準備に必要な事項に関する事

### （事務局）

第4条 連絡会議の事務局は、豊中市教育委員会事務局学校教育課に置く。

### （補 則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議について必要な事項は、豊中市教育委員会事務局が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年（2022年）6月1日から実施する。
- 2 この要綱は、南校が開校した日限り、その効力を失う。